

3 - 2 測量調査設計業務情報サービス登録
(TECRIS)

測量調査設計業務情報サービス（TECRIS）登録については、以下のとおりとする。

1. TECRISへの登録するためのシステム
TECRIS入力システム
【販売】（財）日本建設情報総合センター（JACIC）

2. 登録の対象となる業務

委託金額が500万円（消費税込み）以上の調査設計業務、地質調査業務ならびに測量業務を対象とする。建築関係業務は対象外とする。

その際、発注機関が共通仕様書等でTECRISへの登録を義務付けている業務は「義務付け登録」、それ以外で企業が自主的に登録する場合は「自主登録」とする。後者の場合でも、発注機関への業務カルテの内容確認は必要である。